

○ 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正箇所）

改正後（新）	現 行（旧）
<p>第1 目的</p> <p>この事業は、暴風雨、豪雪等の気象災害その他の突発的に生じた事由により、農業者等に重大な被害又は農業者等の経営に著しい支障が生じている場合に、当該農業者等（以下「被災農業者等」という。）の農業経営の早急な立ち直りを支援し、被災農業者等が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資金について、都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を受けるために必要な保証料の支払負担を軽減するための経費について、国が助成を行うことにより、被災農業者等に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ること、及び大規模災害被災農業者等が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人による債務保証が受けられるよう、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）及び基金協会の財務基盤の強化等を行うための経費について、国が助成を行うことにより、<u>大規模災害被災農業者等</u>に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的とする。</p> <p>第2 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱において、「<u>大規模災害被災農業者等</u>」とは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等若しくは特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害の被害を受け、又は突発的事由の発生に起因して経営に著しい支障を来し若しくは来すおそれがあり（中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）経営再建を図るために資金を必要とする農業者等であって、第3の1、第3の2の（2）及び（3）の事業に係るものとして農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たすものをいう。</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 農業信用保証保険基盤強化事業交付金の交付事業（<u>大規模災害被災農業者等支援対策</u>（実質無担保無保証人事業））</p> <p>本事業は、基金協会が<u>大規模災害被災農業者等</u>が借り入れる農業近代化資</p>	<p>第1 目的</p> <p>この事業は、暴風雨、豪雪等の気象災害その他の突発的に生じた事由により、農業者等に重大な被害又は農業者等の経営に著しい支障が生じている場合に、当該農業者等（以下「被災農業者」という。）の農業経営の早急な立ち直りを支援し、被災農業者が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資金について、都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を受けるために必要な保証料の支払負担を軽減するための経費について、国が助成を行うことにより、<u>被災農業者</u>に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ること、及び大規模災害被災農業者が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人による債務保証が受けられるよう、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）及び基金協会の財務基盤の強化等を行うための経費について、国が助成を行うことにより、<u>大規模災害被災農業者</u>に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的とする。</p> <p>第2 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱において、「<u>大規模災害被災農業者</u>」とは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等若しくは特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害の被害を受け、又は突発的事由の発生に起因して経営に著しい支障を来し若しくは来すおそれがあり（中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）経営再建を図るために資金を必要とする農業者等であって、第3の1、第3の2の（2）及び（3）の事業に係るものとして農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たすものをいう。</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 農業信用保証保険基盤強化事業交付金の交付事業（<u>大規模災害被災農業者支援対策</u>（実質無担保無保証人事業））</p> <p>本事業は、基金協会が<u>大規模災害被災農業者</u>が借り入れる農業近代化資金</p>

金について、実質無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、融資対象物件以外の担保及び保証人（同一経営内の保証人を除く。）の提供を受けないものをいう。以下同じ。）で債務保証を引き受けることにより、納付金（農業信用保証保険法（昭和36年11月10日法律第204号）第64条第1項の規定により基金協会が信用基金に納付する金銭をいう。）が減少すると見込まれることから、信用基金の財務基盤の強化を行うため、信用基金に対し、農業信用保証保険基盤強化事業交付金を交付するものとする。

① （略）

② 交付金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者等が借り入れた農業近代化資金に係る求償権償却（代位弁済後10年以内のものに限る。）の7割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

2 農業信用保証保険基盤強化事業補助金の交付事業

(1) 被災農業者等支援対策

（略）

(2) 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業）

本事業は、基金協会が、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人で債務保証を引き受けることにより、求償権償却費用が増加すると見込まれることから、基金協会の財務基盤の強化を行うため、基金協会に対し、農業信用保証保険基盤強化事業補助金を交付するものとする。

① （略）

② 補助金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者等が借り入れた農業近代化資金に係る求償権償却（代位弁済後10年以内のものに限る。）の3割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

(3) 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）

本事業は、基金協会が、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人で債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初15年間軽減するため、農業者等の実質負担である無担保無保証人の場合に適用される保証料を担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料に引き下げるために必要となる保証料差額相当を補助する。

①・② （略）

③ （1）の事業との調整

について、実質無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、融資対象物件以外の担保及び保証人（同一経営内の保証人を除く。）の提供を受けないものをいう。以下同じ。）で債務保証を引き受けることにより、納付金（農業信用保証保険法（昭和36年11月10日法律第204号）第64条第1項の規定により基金協会が信用基金に納付する金銭をいう。）が減少すると見込まれることから、信用基金の財務基盤の強化を行うため、信用基金に対し、農業信用保証保険基盤強化事業交付金を交付するものとする。

① （略）

② 交付金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者が借り入れた農業近代化資金に係る求償権償却（代位弁済後10年以内のものに限る。）の7割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

2 農業信用保証保険基盤強化事業補助金の交付事業

(1) 被災農業者支援対策

（略）

(2) 大規模災害被災農業者支援対策（実質無担保無保証人事業）

本事業は、基金協会が、大規模災害被災農業者が借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人で債務保証を引き受けることにより、求償権償却費用が増加すると見込まれることから、基金協会の財務基盤の強化を行うため、基金協会に対し、農業信用保証保険基盤強化事業補助金を交付するものとする。

① （略）

② 補助金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者が借り入れた農業近代化資金に係る求償権償却（代位弁済後10年以内のものに限る。）の3割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

(3) 大規模災害被災農業者支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）

本事業は、基金協会が、大規模災害被災農業者が借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人で債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初15年間軽減するため、農業者の実質負担である無担保無保証人の場合に適用される保証料を担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料に引き下げるために必要となる保証料差額相当を補助する。

①・② （略）

③ （1）の事業との調整

(1)の事業の別表に掲げる対象要件の大規模災害被災農業者等に対する(1)の補助金は、本事業の補助金により軽減された後の農業者等が負担する保証料に相当する額について補助金を交付する。

第4～第7 (略)

第8 交付金及び補助金の管理

1 (略)

2 信用基金は、第7の1の規定により交付を受けた交付金についての帳簿等を備え、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとに区別して収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

3～5 (略)

6 基金協会は、第7の2の規定により交付を受けた補助金についての帳簿等を備え、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとに区別して第3の2の各事業ごとに区別して収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

7・8 (略)

別記様式 第1号(第4関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施計画書
(被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

記

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(略)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 大規模災害については、第2の2の要件として農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由を記載すること。

(注6) (略)

(注7) (注6)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率

(1)の事業の別表に掲げる対象要件の大規模災害被災農業者等に対する(1)の補助金は、本事業の補助金により軽減された後の農業者が負担する保証料に相当する額について補助金を交付する。

第4～第7 (略)

第8 交付金及び補助金の管理

1 (略)

2 信用基金は、第7の1の規定により交付を受けた交付金についての帳簿等を備え、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害ごとに区別して収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

3～5 (略)

6 基金協会は、第7の2の規定により交付を受けた補助金についての帳簿等を備え、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害ごとに区別して第3の2の各事業ごとに区別して収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

7・8 (略)

別記様式 第1号(第4関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施計画書
(被災農業者支援対策及び大規模災害被災農業者支援対策)

記

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(略)

(注1)～(注4) (略)

(新設)

(注5) (略)

(注6) (注5)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率

を記載すること。

(3) (略)

2. (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(単位：件、円、%)

	融資 機関	件数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高	無担 保証 料率	有担 保証 料率	補助金 相当額	備考
				(a)	(b)	(c)	(a)×((b)-(c))	
対象 災害 名	〇〇 年度 の 引受							
計								
合計								

(注1)～(注4) (略)

(3) (略)

(注) 第3の2の(2)及び(3)の事業を実施しない基金協会にあっては、タイトル中「及び大規模災害被災農業者等支援対策」、1の(2)中大規模災害に係る記載並びに2及び3については省略すること。

別記様式 第2号(第5の1関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実績報告書

を記載すること。

(3) (略)

2. (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(単位：件、円、%)

	融資 機関	件数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高	無担 保証 料率	有担 保証 料率	補助金 相当額	備考
				(a)	(b)	(c)	(a)×((b)-(c))	
(新 設)	〇〇 年度 の 引受							
(新設)								
合計								

(注1)～(注4) (略)

(3) (略)

(注) 第3の2の(2)及び(3)の事業を実施しない基金協会にあっては、タイトル中「及び大規模災害被災農業者支援対策」、1の(2)中大規模災害に係る記載並びに2及び3については省略すること。

別記様式 第2号(第5の1関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実績報告書

(大規模災害被災農業者等支援対策)

別記様式 第3号 (第5の2関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実績報告書
(被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

記

1. 第3の2の(1)の事業

(1) 事業の実績

(略)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 大規模災害については、第2の2の要件として農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由を記載すること。

(注6) (略)

(注7) (注6)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。

(注8) (略)

(2)・(3) (略)

2. (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) 事業の実績

(単位：件、円、%)

対象 災害 名	〇〇 年度 の 引受	融資 機関	件数	債務保証 引受額	債務保証 平均残高	無担 保証 料率	有担 保証 料率	補助金 相当額	備考
				(a)	(a)	(b)	(c)	(a)×((b)-(c))	

(大規模災害被災農業者支援対策)

別記様式 第3号 (第5の2関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実績報告書
(被災農業者支援対策及び大規模災害被災農業者支援対策)

記

1. 第3の2の(1)の事業

(1) 事業の実績

(略)

(注1)～(注4) (略)

(新設)

(注5) (略)

(注6) (注5)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。

(注7) (略)

(2)・(3) (略)

2. (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) 事業の実績

(単位：件、円、%)

(新 設)	〇〇 年度 の 引受	融資 機関	件数	債務保証 引受額	債務保証 平均残高	無担 保証 料率	有担 保証 料率	補助金 相当額	備考
				(a)	(a)	(b)	(c)	(a)×((b)-(c))	

計							
合計							

(注1)～(注5) (略)

(2)・(3) (略)

(注) 第3の2の(2)及び(3)の事業を実施しない基金協会にあっては、タイトル中「及び大規模災害被災農業者等支援対策」、1の(2)中大規模災害に係る記載並びに2及び3については省略すること。

別記様式 第4号(第6の1関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施計画変更承認申請書
(被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

記

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(略)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 大規模災害については、第2の2の要件として農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由を記載すること。

(注6) (略)

(注7) (注6)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。

(3) (略)

2. (略)

(新設)							
合計							

(注1)～(注5) (略)

(2)・(3) (略)

(注) 第3の2の(2)及び(3)の事業を実施しない基金協会にあっては、タイトル中「及び大規模災害被災農業者支援対策」、1の(2)中大規模災害に係る記載並びに2及び3については省略すること。

別記様式 第4号(第6の1関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施計画変更承認申請書
(被災農業者支援対策及び大規模災害被災農業者支援対策)

記

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(略)

(注1)～(注4) (略)

(新設)

(注5) (略)

(注6) (注5)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。

(3) (略)

2. (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、円、%)

対象 災害 名	○○ 年度 の 引受	融資 機関	件数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高	無担 保証 料率	有担 保証 料率	補助金 相当額	備考
					(a)	(b)	(c)		
計									
合計									

(注1)～(注4) (略)

(3) (略)

(注1) (略)

(注2) 第3の2の(2)及び(3)の事業を実施しない基金協会にあっては、タイトル中「及び大規模災害被災農業者等支援対策」、1の(2)中大規模災害に係る記載並びに2及び3については省略すること。

別表

対象要件	補助対象期間	対象保証枠
1～5 (略)	(略)	(略)
6 農林水産省経営局金融調整課長が別に定め	保証当初5年間	10億円

3. 第3の2の(3)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、円、%)

(新 設)	○○ 年度 の 引受	融資 機関	件数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高	無担 保証 料率	有担 保証 料率	補助金 相当額	備考
					(a)	(b)	(c)		
(新設)									
合計									

(注1)～(注4) (略)

(3) (略)

(注1) (略)

(注2) 第3の2の(2)及び(3)の事業を実施しない基金協会にあっては、タイトル中「及び大規模災害被災農業者支援対策」、1の(2)中大規模災害に係る記載並びに2及び3については省略すること。

別表

対象要件	補助対象期間	対象保証枠
1～5 (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

<u>る要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金であって、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの</u>					
---	--	--	--	--	--

附 則（令和2年3月31日元経営第3146号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。